

○別府市補助金等交付規則

平成2年10月1日

規則第50号

(目的)

第1条 この規則は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、補助金等の交付に関し必要な事項を定め、その適正化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 補助金等 公益上必要があると認める事務又は事業に対して補助金、助成金、交付金等の名称で予算の範囲内で交付するものをいう。

(2) 補助事業 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

(一部改正〔平成29年規則13号〕)

(補助金等の額)

第3条 補助金等の額は、毎年度予算の範囲内で市長が定める。

(交付の申請)

第4条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(一部改正〔平成29年規則13号〕)

(交付の決定)

第5条 市長は、補助金等の交付の申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査その他必要に応じた調査を行った後、適当であると認めたときは、交付の決定をするものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(一部改正〔平成29年規則13号〕)

(決定の通知)

第6条 市長は、前条の規定により補助金等の交付を決定したときは、補助金等交付決定通知書(様式第2号)により、その決定の内容及びこれに付する条件、指示を申請者に通知するものとする。

(一部改正〔平成31年規則15号〕)

(事業計画の変更)

第7条 補助金等の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、やむを得ない理由により補助事業の一部を変更しようとするときは、事業計画変更申請書(様式第3号)を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(一部改正〔平成29年規則13号〕)

(交付決定の変更)

第8条 市長は、前条に規定する事業計画変更申請があったとき、その他事情の変更により補助事業の一部を継続する必要がなくなったと認めたとき又は遂行できなくなったと認めたときは、補助金等の交付の決定を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 第6条の規定は、前項の規定による決定の変更について準用する。

(一部改正〔平成29年規則13号〕)

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業の完了後1か月以内(市長が別に期日を定めたときは、当該期日まで)に事業実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) その他市長が必要と認める書類

(一部改正〔平成29年規則13号・31年15号〕)

(補助金等の交付)

第10条 市長は、前条の規定による報告書等の提出があった場合は、その内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、補助金等を交付する。

2 市長は、補助事業の性質上必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、補助金等の交付の決定時から当該補助事業の終了時までの間に、補助金等を交付することができる。

(一部改正〔平成29年規則13号〕)

(交付決定の取消し及び補助金等の返還)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金等を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 法令又はこの規則及び市長の指示に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (5) 補助事業の変更若しくは中止又は補助事業の遂行の見込みがないとき。

(一部改正〔平成29年規則13号〕)

(加算金及び延滞金)

第12条 補助事業者は、前条の規定による補助金等の交付の決定の取消しに関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

4 補助事業者は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(追加〔平成29年規則13号〕)

(関係書類の整備)

第13条 補助事業者は、補助事業の施行及び経費の収支の状況に関する書類、帳簿等を常に整備しておかなければならぬ。

(一部改正〔平成29年規則13号〕)

(検査等)

第14条 市長は、補助金等を交付した補助事業者について、必要があると認めるときは、書類等の検査をし、又は補助事業の施行状況の実地検査をすることができる。

(一部改正〔平成29年規則13号〕)

(補助金等の交付手続の特例)

第15条 市長は、第4条、第5条、第6条、第9条又は第10条の規定にかかわらず、補助金等の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、別に定めるところによりこれらの規定に規定する手続を併合し、又は省略して補助金等を交付することができる。

(追加〔平成29年規則13号〕)

(様式の特例)

第16条 市長は、補助金等の内容等に応じて特に必要があるときは、この規則に定める様式の特例を定めることができる。

(追加〔平成29年規則13号〕)

(委任)

第17条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成29年規則13号〕)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成3年度分の補助金等から適用する。

附 則(平成29年3月31日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行し、平成29年度分の補助金等から適用する。

附 則(平成31年3月29日規則第15号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(別府市会計事務規則の一部改正)

2 別府市会計事務規則(平成16年別府市規則第24号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

様式第1号

補助金等交付申請書

年 月 日

別府市長 殿

申請者 住 所

氏 名

(印)

年度において 事業を実施したいので、別府市補助金等交付規則第4条の規定により、補助金等の交付を申請します。

様式第2号（第6条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

別府市長　　　　　印

補助金等交付決定通知書

年　月　日付けで申請のあった　　事業に係る補助金等の交
付については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助金等の額　　金　　円

2 条件

- (1) 補助金等は、他の用途に使用しないこと。
- (2) 補助金等を他の用途に使用し、又は補助事業を遂行しなかったとき等補助金等の交
付の目的に違反した場合は、補助金等の一部又は全部を返納し、及び加算金を納付し
なければならないこと。
- (3) 補助金等の交付を受けた者は、市長又は市監査委員の監査及び関係職員の調査が行
われることがあるので、関係書類を整備しておくこと。
- (4) 補助事業の完了後1か月以内（又は別に定める日まで）に実績報告をすること。

備考…補助金等の額は、実績報告に基づき確定します。

様式第3号

様式第3号

事業計画変更 申請書

年 月 日

別府市長 殿

申請者 住 所
氏 名

(印)

別府市補助金等交付規則第7条の規定により、事業計画の変更をしたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 事業名
- 2 申請年月日 年 月 日
- 3 変更理由
- 4 変更内容

変更前	変更後

様式第4号(第9条関係)

(一部改正〔平成31年規則15号〕)

様式第4号（第9条関係）

事業実績報告書

年　月　日

別府市長　　あて

住 所
氏 名　　印

年度において　　事業を実施したので、別府市補助金等交付規則
第9条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり報告します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の名称
- 3 事業費
- 4 事業の実施期間
- 5 事業の実施場所
- 6 事業実績